○東温市地域自立支援協議会専門部会設置要領

(平成24年8月17日訓令第22号)

改正 平成 31 年 2 月 28 日訓令第 5 号 令和 3 年 2 月 15 日訓令第 3 号

(趣旨)

第1条 東温市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の機能充 実と円滑な運営を目的に東温市地域自立支援協議会専門部会(以下「部会」 という。)を設置する。

(部会の名称及び所掌事務)

- 第2条 部会の名称は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める 事務を所掌する。
 - (1) 子ども部会 障害又は発達に心配のある児童及び家族に対する支援 等に関すること。
 - (2) 成人部会 障害者の生活、就労支援等に関すること。
 - (3) 相談支援部会 相談支援専門員の育成及び資質向上、相談支援体制 や地域におけるネットワークの構築に関すること。
 - (4) 特別専門部会 次のアからウまでに定める事務
 - ア 子ども部会、成人部会及び相談支援部会に共通する事項の検討及び 調整に関すること。
 - イ 障害者虐待、差別解消等の権利擁護に係る体制構築、困難事例の検 討、調整、啓発等に関すること。
 - ウ 精神障害のある人の地域移行、地域生活支援等に関すること。

(部会の構成員)

- 第3条 部会の構成員(以下「部会員」という。)は、部会を構成する組織として協議会の承認を得た関係機関、障害者団体、市関係部署等(以下「承認機関等」という。)の実務担当者、職員等とする。
- 2 部会員は、承認機関等の中から市民福祉部社会福祉課において選任し、協議会に報告するものとする。

(任期)

第4条 部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

- 第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は部会員の互選により、副部会長は部会長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会の事務を統括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 部会長は、部会の意見、提案等をとりまとめ、協議会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 部会参加者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏ら してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、 部会長が部会に諮って定める。

附則

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日訓令第5号)

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和3年2月15日訓令第3号)

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。